

# 建設企業常任委員会会議記録

日 時 令和4年9月15日(木曜日)

午前10時 0分 開議

場 所 水戸市議会 第5委員会室

午前11時 3分 散会

## 付託事件

議案第61号, 議案第62号, 議案第67号中第1表中歳出中第8款, 議案第68号

## 1 本日の会議に付した事件

### (1) 議案審査

- ① 議案第61号 水戸市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- ② 議案第62号 水戸市農業集落排水処理施設条例及び水戸市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例
- ③ 議案第67号 令和4年度水戸市一般会計補正予算(第4号)中第1表中歳出中第8款(土木費)
- ④ 議案第68号 令和4年度水戸市農業集落排水事業会計補正予算(第1号)

## 2 出席委員(7名)

委員長	綿 引 健 君	副委員長	滑 川 友 理 君
委員	中 庭 次 男 君	委員	田 口 文 明 君
委員	鈴 木 宣 子 君	委員	小 川 勝 夫 君
委員	松 本 勝 久 君		

## 3 欠席委員(なし)

## 4 委員外議員出席者(なし)

## 5 説明のため出席した者の職, 氏名

副市長	秋 葉 宗 志 君		
建設部長	大 和 直 文 君	建設部技監兼 建設計画課長	上 田 航 君
建設部技監兼 道路建設課長	松 葉 光 隆 君	建設部技監兼 生活道路整備 課長	有 金 正 義 君
建設部技監兼 河川都市排水 課長	大 山 裕 己 君	建設部技監兼 土木補修事務 所長	川 又 弘 一 君
建設部技監兼 内原建設事務 所長	谷 萩 幸 治 君	道路管理課長	丹 治 雅 人 君
建築課長	大 和 田 聡 君		

都市計画部長	加藤久人君	都市計画部技監兼 泉町周辺地区 開発事務所長	大森幹司君
都市計画課長	平澤俊之君	建築指導課長	井原孝志君
公園緑地課長	鶴井昭宏君	市街地整備課長	小田切幸司君
住宅政策課長	砂川和敏君		
上下水道事業 管 理 者	荒井 幸君		
水道部長	木村 勤君	水道部参事兼 水道総務課長	関谷 勇君
水道部参事兼 経 理 課 長	梶山 哲君	水道部技監兼 給 水 課 長	梶山 学君
水道整備課長	杉山健一君	浄水管理事務所 所 長	林 忠勝君
下水道部長	坪 貴之君	下水道整備課長	小田博之君
集落排水課長	久木崎 隆君	下水道施設 管理事務所長	渡邊基弘君

6 事務局職員出席者

法制調査係長	武田侑未子君	書 記	昆 節夫君
--------	--------	-----	-------

午前10時 0分 開議

○綿引委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから建設企業委員会を開会いたします。

議事に先立ちまして、鬼澤参事兼下水道管理課長が自宅待機のため欠席との連絡がありましたので、御報告いたします。

この際、御報告いたします。本日、一般傍聴人1名がお見えになりますので、よろしく願いいたします。

[傍聴人入室]

○綿引委員長 それでは、これより議事に入ります。

さきの本会議におきまして当委員会に付託されました案件は、議場で配付されました議案審査分担表(1)のとおり、議案第61号ほか3件であります。

それでは、審査の進め方についてお諮りいたします。委員会の審査日程が2日間となっておりますので、本日はまず執行部に提出議案の説明を求め、次に順次質疑を行いまして、明日、御意見等を伺った後、採決を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○綿引委員長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

お諮りいたします。この際、当委員会に付託となっております議案第61号ほか3件を一括議題としたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○綿引委員長 御異議なしと認め、一括議題といたします。

それでは、これより執行部から、順次提出議案の説明をお願いいたします。

なお、8月24日の当委員会で請求いたしました資料につきまして、本日執行部より提出を受けておりますので、議案の説明とあわせて御説明をお願いいたします。

初めに、議案第61号 水戸市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、執行部から御説明をお願いいたします。

久木崎集落排水課長。

○久木崎集落排水課長 おはようございます。

それでは、議案書①の11ページをお開き願います。あわせまして、参考資料として集落排水課提出の建設企業委員会資料を御参照願います。

市議会議案第61号 水戸市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、建設企業委員会資料により御説明いたします。

1の改正理由につきましては、農業集落排水事業に地方公営企業法の全部適用を行うため、関係規定の整備を行うものでございます。

2の改正内容につきましては、条例改正案第2条及び第3条におきまして、農業集落排水事業に関する規定を追加するものでございます。

3の施行期日につきましては、令和5年4月1日でございます。

4の経過措置につきましては、付則第2項及び第3項におきまして、市長がした処分その他の行為で条例の施行の際その効力を有するものを、上下水道事業管理者がした処分その他の行為とみなす等の措置を定めるものでございます。

5の関係条例の改廃につきましては、(1)といたしまして、付則第4項において、水戸市農業集落排水事業債減債基金条例を廃止するものでございます。(2)といたしまして、付則第5項及び第6項において、農業集落排水事業会計を公営企業会計へ移行することに伴い、水戸市特別会計条例の一部を改正するものでございます。(3)といたしまして、付則第7項及び第8項において、農業集落排水事業と公共下水道事業をあわせて下水道事業と位置づけることにより、水戸市下水道条例及び水戸市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正するものでございます。(4)といたしまして、付則第9項において、水戸市水道事業及び下水道事業審議会の所掌事項を追加するため、水戸市水道事業及び下水道事業審議会条例の一部を改正するものでございます。

ページを返していただきまして、2ページからは新旧対照表、8ページからは参照条文となっております。後ほどお目通しをお願いいたします。

説明は以上でございます。

○**綿引委員長** 御報告いたします。本日、一般傍聴人1名がお見えになりますので、よろしくをお願いいたします。

[傍聴人入室]

○**綿引委員長** 次に、議案第62号 水戸市農業集落排水処理施設条例及び水戸市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について、執行部から説明をお願いいたします。

久木崎課長。

○**久木崎集落排水課長** 引き続きよろしくをお願いいたします。

議案書①の13ページをお開き願います。あわせまして、参考資料として集落排水課提出の建設企業委員会資料①を御参照願います。

議案第62号 水戸市農業集落排水処理施設条例及び水戸市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について、建設企業委員会資料①により御説明いたします。

1の改正理由につきましては、農業集落排水事業に地方公営企業法の全部適用を行うため、水戸市農業集落排水処理施設条例及び水戸市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正するものでございます。

2の改正内容につきましては、まず(1)の水戸市農業集落排水処理施設条例の一部改正について御説明いたします。アといたしまして、市長と規定されている箇所を上下水道事業管理者と改めるものでございます。イといたしまして、排水設備の新設等の工事については、下水道工事指定店が施行するものといたします。ウといたしまして、し尿の排除の制限及びこれに違反した場合の過料規定を定めるものでございます。エといたしまして、使用料を世帯員数に応じた定額制から排除汚水量に応じた従量制とするものでございます。オといたしまして、管路施設の新設に係る負担金を廃止するものでございます。カといたしまして、農業集落排水処理施設の新規使用に係る負担金の減免規定を定めるものでございます。

次に、(2)の水戸市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部改正につきましては、市長と規定されている

箇所を上下水道事業管理者と改めるものでございます。

3の施行期日につきましては、令和5年4月1日でございます。

4の経過措置につきましては、(1)といたしまして、付則第2項において、施行日前から継続して農業集落排水処理施設を使用している者に係る、施行日から施行日以後最初に排除汚水量の認定をする日までの使用に係る使用料については、改正前の旧条例の規定により算出した使用料の日割計算とするものでございます。

下の図を御覧願います。施行日の令和5年4月1日から最初の排除汚水量認定日までの期間につきましては、旧条例による使用料の日割計算とする経過措置を定めてございます。

続きまして、ページを返していただきまして、2ページを御覧願います。

(2)といたしまして、付則第3項において、施行日前から継続して農業集落排水処理施設を使用している者に係る、施行日以後最初に排除汚水量の認定をする日の翌日から令和8年度の最初に排除汚水量の認定をする日までの間における認定に係る使用料については、新条例の規定により算出した使用料が、旧条例の規定により算出した使用料を超える場合は、その差額に減額率を乗じて得た額を新条例の規定により算出した使用料から減じた額とするものでございます。

下の図を御覧願います。Aの新条例による従量制での使用料がBの旧条例による定額制での使用料より大きくなる場合には、その差額A-Bに、移行した1年目は4分の3の減額率、2年目は4分の2、3年目は4分の1をそれぞれ掛けた額を軽減し、移行4年目から新条例による使用料とすることとしまして、急激な負担を和らげるため段階的な軽減措置を行うものでございます。

(3)といたしまして、付則第4項において、市長がした処分その他の行為で条例の施行の際その効力を有するものを、上下水道事業管理者がした処分その他の行為とみなす等の経過措置を定めるものでございます。

次の3ページからは新旧対照表、15ページからは参照条文となっております。後ほどお目通しをお願いいたします。

続きまして、A4の参考資料、建設企業委員会資料②を御覧願います。さきの委員会で御請求いただきました資料となります。

農業集落排水処理施設の使用状況といたしまして、12地区ごさいます処理施設の各地区の水洗化人口、処理区域内人口、水洗化率、日平均汚水量を記載してございます。12地区全体で水洗化率は83.2%、日平均汚水量は2,818立米となっております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○**綿引委員長** 次に、議案第67号 令和4年度水戸市一般会計補正予算（第4号）中第1表中歳出中第8款（土木費）について、執行部から説明をお願いいたします。

平澤都市計画課長。

○**平澤都市計画課長** 恐れ入ります。

議案書②令和4年度補正予算に関する説明書の10ページ、11ページをお開き願います。

ページの最下段でございます。8款土木費、5項住宅費、2目住宅建設費のうち住宅整備事業費につきましては、市営住宅長寿命化改修事業の進捗を図るため、国の補助金の内示額にあわせて5,000万円の増

額補正を講じるものでございます。

以上でございます。

○綿引委員長 次に、議案第68号 令和4年度水戸市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）について、執行部から御説明をお願いいたします。

久木崎集落排水課長。

○久木崎集落排水課長 それでは、恐れ入りますが、議案書①の29ページをお開き願います。

市議会議案第68号 令和4年度水戸市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億9,600万円とするものでございます。

詳細につきましては、議案書②の令和4年度補正予算に関する説明書で御説明させていただきます。

恐れ入りますが、議案書②の18ページ、19ページをお開き願います。

まず、歳入でございますが、7款1項1目繰越金につきましては、前年度繰越額のうち1,000万円を措置するものでございます。

次に、歳出でございますが、1款1項1目農業集落排水事業費につきましては、農業集落排水処理施設使用料を定額制から従量制へ移行することに伴う支援として、排除汚水量を認定するための私設量水器の設置に対する補助を行うため、1,000万円の増額補正をするものでございます。

説明は以上でございます。

○綿引委員長 以上で、提出議案についての説明は終了いたしました。

それでは、これより順次質疑を行います。

初めに、議案第61号 水戸市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、質疑のある方は発言をお願いいたします。

中庭委員。

○中庭委員 議案第61号について質問したいと思います。1つは、これは説明にも書いてありますように、地方公営企業法を全部適用することなんですけれども、これは農業集落排水事業が水戸市の公共下水道の中に組み入れられるということなんですけれども、ほかの地域では全部適用になっているんですか。それとも適用にならない地域もあるんですか。それをちょっとお聞きしたい。

○綿引委員長 水戸市以外のということですか。

○中庭委員 そうですね。

○綿引委員長 久木崎課長。

○久木崎集落排水課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

茨城県内、農業集落排水事業を実施している市町村は31市町村ございまして、そのうち法適用しているところが16地区、まだしていないところが15地区ございます。

以上でございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、県内では約半分は法適用にしているけれども、半分は法適用にしていないということなんですね。確認したい。

○綿引委員長 久木崎課長。

○久木崎集落排水課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

今現在15市町村がまだ全部適用していないところなんですけれども、農業集落排水事業の地方公営企業法の適用につきましては、国のほうから令和6年度までに適用しなさいという要請が来ておりますので、ほかの市町村も適用に向けて準備を進めているところでございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 地方公営企業法が適用になれば、必要な経費は全て料金で賄うということになって、最終的には料金の値上げにつながられてしまうということが危惧されると思うんですけれども、要するに、いろんなものが値上げになれば当然連動して農業集落排水の利用率も上がるということになってしまうということで、結局は料金の値上げにつながるようなものになってしまうんじゃないかと思うんですけれどもいかがですか。

○綿引委員長 久木崎課長。

○久木崎集落排水課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

現在農業集落排水事業につきましては、繰入金によって経営が成り立っている状況でございますけれども、公営企業に移行いたしましても、繰入金の考え方が変わるわけではございませんので、よろしくお願ひします。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 参考までに、その15市町村がまだ全部適用していないということなんですけれども、水戸市の周辺はどうなんですか。例えば、ひたちなか市とか那珂市とか茨城町とかはどんなふうになっているのかお答えいただきたいと思います。

○綿引委員長 久木崎課長。

○久木崎集落排水課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

近隣市町村では、ひたちなか市はまだ法適用しておりません。那珂市につきましては法適用しております。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、それぞれの市町村によってまだばらばらになっているということですよ。分かりました。

それともう一つ、この条例の改廃の中に受益者負担条例、要するに下水道受益者負担金について一部改正するということなんです。これによって今現在農業集落排水事業を使っている方は、一部負担金、要するに受益者負担金を払うということになるんですか。

○綿引委員長 久木崎課長。

○久木崎集落排水課長 受益者負担金につきましては、特に今回の条例改正で何ら変わることはございませんので、今回の条例改正で新たな負担が生じることはございません。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 じゃ、新たに負担が増えることはないということですね。分かりました。そうすると、受益者

負担を新たに加入したから取るということではないということか確認したいと思います。いかがですか。

○綿引委員長 久木崎課長。

○久木崎集落排水課長 今回の条例改正に基づいて、新たに負担が生じるということではございません。  
以上でございます。

○綿引委員長 ほかにございますか。  
松本委員。

○松本委員 今回の12地区の農集がいずれ、いつの時点でなるんだか分からないですけども、条例を改正してそっちの事業のほうに今度は入るとのことですよね。そうするというと、これまでは農業集落排水事業に対する国からの補助金というのをいただいて、これは造られてきたんですね。その辺の関係と、この農集が要するに他の市町村のほうに流末が行っている、流れているというところもありますよね。この辺の市町村との調整、話し合い、これを条例化するまでの間に、そういうことなどを含めて話し合いをされて解決済みなのかどうか。この辺ちょっとお答えいただきたいと思います。

○綿引委員長 久木崎課長。

○久木崎集落排水課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

今回の条例改正によりまして、公共下水道と農業集落排水事業の会計等につきましては統合してまいりますけれども、公共下水道の接続につきましては今はまだ検討中でございます。

○綿引委員長 補助金はどういう形ですか。

○久木崎集落排水課長 補助金につきましては、今回の条例改正につきましては会計上の統合でございますので、施設自体はそのまま農業集落排水処理施設として残っていきますので、補助金の返還等は生じることはございません。

あと、流末につきましては、排水の流末近くの水路であったりとかに放流しているところなんですけれども、その水路から川に流れて、行く行くは他の市町村には行くところでございますけれども、あくまで放流先としては水戸市内の水路であったり河川であったりというところですので、他の市町村との協議は今はやっていないところでございます。

以上でございます。

○綿引委員長 松本委員。

○松本委員 全部よく聞こえなかったんですけども、最初の何ですか、検討だとかいうような答弁が今何かあったよね。それは何を検討するということなのですか。

それと、最後の他の市町村のほうに流末が行っているところがないと言ったね、今。

○綿引委員長 久木崎課長。

○久木崎集落排水課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

集落排水の処理施設からの流末としては水戸市内の水路であったり河川であったりというところに放流してございます。ただ、そこから流れていく先が、行く行くは他の市町村に流れ着くこともございますけれども、あくまで放流先としては水戸市内の水路に放流しているというところでございます。

○綿引委員長 あと、その前の検討の話は。



久木崎課長。

○久木崎集落排水課長 検討すると言いましたのは、今回の条例改正で統合するのは会計上、下水道事業と農業集落排水事業の会計上は統合するんですけども、施設自体の統合というのは今回の条例とは関係はございませんで、施設同士の統合については今いろいろと検討しているところでございます。

○綿引委員長 松本委員。

○松本委員 よく分からないんですけども、公共下水道と農集との施設は一緒にならないの。そしたら、何のためのこの条例なのか。これは農集が公共下水道になるということの前提の条例改正とは違うんですか。よく分かりません。

それと、例えば平須地区辺りのエリアの中でも家が建てられなかった、要するに流末処理場が満杯だからというようなこともあった。あそこなんかもそれで大きくして家を建てられるようにした。あそこ流末なんかは茨城町のほうの赤穂川というんでしたか、あっちに流れているのと違うんですか。だから、そういう他の市町村との調整というのもできたんですかと聞いているの。全部水戸市内だけ流れているわけじゃないでしょうよと私は思うんですけども、いかがですか。

○綿引委員長 久木崎課長。

○久木崎集落排水課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

平須地区の流末につきましては、委員がおっしゃるとおり赤穂川のほうに流れてございますけれども、排水先としては水戸市内に排水してございます。ただ、排水した後に茨城町のほうには流れていくんですけども、あくまで放流先としては水戸市内というところでございます。

○綿引委員長 松本委員。

○松本委員 そうすると赤穂川は水戸市だから、他の市町村は関係ないという今の答弁だね。だって流すときには許可か何かもらったでしょう。流すときに許可をもらって、じゃ、今度はやめるときにはもう関係ないんだと、こういう話になっちゃうの。何の話もしなくてもいいということになっちゃうの。だって、施設を造るときには茨城町の同意ももらっているわけでしょう。そうでしょう。だから私は聞いているわけよ。だから、その辺をやっぱりこの条例を改正するに当たって整理していく中で、そういうこともちゃんと整えてやったんですかと聞いているわけ。結局はやっていなかったと。

○綿引委員長 久木崎課長。

○久木崎集落排水課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

流末につきましては、今回の条例改正に基づいて施設を何かいじるということではございませんので、今は特に協議ということは生じないですけども、将来的に何か施設をいじるようなことがあれば、その都度河川管理者等との協議は必要になるかと思えます。

以上でございます。

○綿引委員長 松本委員。

○松本委員 だから、こういう条例ができるということは公共下水道に入るということが前提でしょうよ。何年後になるか分からないけれども。だから鶏が先か卵が先かの話でしょう。物事の流れというのがあるでしょうよ。水戸市ではこういう条例だから今まで大変お世話になったと。何年後ぐらいにはこうなりますよ

とかというのは、一応の挨拶というのかな、礼儀というのかな、隣接なんだから。だから、そういうことがあってもいいんじゃないですかというのは私の思いでもって質問をさせていただいたわけでありませう。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 この農業集落排水事業というのは、将来的には水戸市の公共下水道に統合されるということが前提、あるいはその計画があるんですか。

○綿引委員長 久木崎課長。

○久木崎集落排水課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

農業集落排水処理施設、今12地区ございまして、今後の維持管理につきましてその施設を残したほうがいいのか、それとも公共下水道に接続したほうがいいのか、そういったことを今検討してございまして、それで公共下水道のほうに接続したほうが今後の維持管理が安くなるというところであれば接続していくように検討してございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 かつて水戸市は公共下水道の普及を図るために、例えば双葉台地区で独自に処理していた施設に水戸市の公共下水道をつないで、そして公共下水道化しましたよね。ああいう作業に今後はなるところもあるということなんですか。

○綿引委員長 久木崎課長。

○久木崎集落排水課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

委員がおっしゃるとおり、そのほうが経費が安いということになれば接続する方向で考えたいと考えております。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 私が住んでいる桜川団地も独自の処理場があったんですよ。それが公共下水道につながられました。だから、それと同じようなことがこの十何か所ある農業集落排水処理施設で起こるということなんですね。

○綿引委員長 久木崎課長。

○久木崎集落排水課長 ただいまの御質問にお答えします。

そういうことを今検討しているところでございます。

○綿引委員長 ほかにございますでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 ないようですので、議案第61号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第62号 水戸市農業集落排水処理施設条例及び水戸市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について、質疑のある方は発言をお願いいたします。

中庭委員。

○中庭委員 この議案第62号の参考資料の2の改正内容のEに、使用料を世帯員数に応じた定額制から排除汚水量に応じた従量制に、要するに定額制から従量制にすると。今まで一定の料金だったものが今度は使う水の量によって使用料金が決まるということなんですから、これによってどういう変化が起きるのか。

要するに、値上げになるのか値上げにならないのかお答えいただきたい。

○綿引委員長 久木崎課長。

○久木崎集落排水課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

料金体系が定額制から従量制に移行いたしまして、約7割の方が値下げのほうに行きまして、約3割の方が値上げすると想定しております。

以上でございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 具体的に、例えば標準的な家庭がありますよね。その場合どんな値上げになるのか、値上げにならないのかお答えいただきたい。

○綿引委員長 久木崎課長。

○久木崎集落排水課長 標準的な数値で申しますと、3人世帯で1か月当たりの使用水量は約20立米と言われております。そこで、定額制では1か月当たり3,500円、従量制では3,000円となっております。

以上でございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、大体7割の世帯が値下げになって、3割が値上げになるということで、そうすると標準的な家庭では月3,500円が3,000円になるということで値下げになるということなんですか。これによって水戸市が徴収する農集の使用料金の総額というのは増えるんですか。

○綿引委員長 久木崎課長。

○久木崎集落排水課長 全体の約7割の方が値下がりしますので、減額になる想定でございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 幾らぐらい減額になるんですか。

○綿引委員長 久木崎課長。

○久木崎集落排水課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

約670万円減額となる予定でございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 ほぼ変わらないということなんですね。

それで、今回従量制になれば水を多く使う世帯ほど値上げになるということですよ。そうすると、農業集落排水事業なんかでは農業をやっている方が多いですから、そういう方はビニールハウスに水をまくとかいろいろありますよね。これについてはどんなことになるんですか。

○綿引委員長 久木崎課長。

○久木崎集落排水課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

従量制への移行に伴いまして、水道の使用量により使用料を算定することになりますので、農業用などで水道を多く使用している場合においては、その水量で大きな負担にならないよう、およその水量を計測するための私設量水器を設置することによりまして控除を可能としております。

以上でございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 ちなみに、農家の方は今、大体井戸水を使っているということですよ。その場合、その関係とはどんなふうになるんですかね。要するに、井戸水を使った場合には水道料金に反映しないですよ。だからそうなれば、引き続きその方は同じ下水道料金で済むということなんですけれども、しかし水道を使っていた場合にはそのことによって増えますよね。その場合にそれを値上げしないような仕組みをつくるということなんですけれども、もっと具体的に教えていただきたい。

○綿引委員長 久木崎課長。

○久木崎集落排水課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

農業用などに水道水を使っている場合には、外の水洗の直前などに個別の私設量水器を設置していただきまして、その水量を大本の水道量の見盛りから控除いたしまして、農業用に使っている水を差し引くような形で考えております。

以上でございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、例えばビニールハウスを3か所持っていたという場合にはどんなふうになるんですか。例えば、ばらばらにあった場合にはどういうふうに計算するのか。例えば、ビニールハウスが3か所あれば3か所とも何か量水器みたいなのをつけてやるということになるんですか。どんなふうになるんですか。

○綿引委員長 久木崎課長。

○久木崎集落排水課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

ケース・バイ・ケースによると思うんですけれども、基本的には大本の水道メーターの分岐のところに1か所つけることを想定しておりますけれども、そのビニールハウスの状況だったりとかに応じて対応はしてまいりたいと考えております。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、量水器に例えば今月は20トン使った、あるいは30トン使ったということもありますよね。その場合、毎月毎月誰か調査に来て量水器を見てやるのかと、その辺お願いします。

○綿引委員長 久木崎課長。

○久木崎集落排水課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

大本の水道のメーターから控除するということで、申告をいただければそれを考慮して排除汚水量を認定するというようになっておりますので、個別のメーターを設置した方が申告していただくことになります。

以上でございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、例えば水道料金の場合は料金メーターを測る方がいらっしゃいますよね、2か月に1回ずつ来ていますけれども、ああいう方がそれを見るわけですか。

○綿引委員長 申告。

○中庭委員 申告というと自己申告と。

○綿引委員長 課長，もう一回説明をお願いします。

○久木崎集落排水課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

あくまで農業用の水を排除する個別のメーターにつきましては個人のものとなりますので，そのメーターを設置した方がメーターを読んでいただいて，市のほうに申告をしていただきます。その申告に基づいて，市のほうで検針した分から控除して料金を算出することになります。

以上でございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 自己申告ということになるんですね。そうすると，例えばビニールハウスが3つあった，4つあった場合に，4か所申告するということなのですか。そうすると4か所，大変な値段にもなるし大変手間だし，その点はどうなの。

○綿引委員長 久木崎課長。

○久木崎集落排水課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

基本的にはメーターはその大本の水道メーターからビニールハウスに行っている水道の分岐点のところに1か所ということ想定しているんですけども，委員がおっしゃるとおりビニールハウスが3か所，4か所あって，メーターをそれぐらいつけないといけないということになれば，その分を読んで申告していただくことになるかと思えます。

以上でございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 あとは，その料金が上がった場合に4年間かけて段階で値上げをしていくということなんですけれども，これは上がるというのは何世帯くらいの方が……あるいはこの仕組みがここに書いてありましたよね。

○綿引委員長 久木崎課長。

○久木崎集落排水課長 段階的に上げる軒数が幾らなのかということでもよろしいですか。

今全体で農業集落排水処理施設を使用している人が約3,000軒ございまして，値上がる世帯は約1,000軒ございますので，1,000軒ぐらいが該当するかなというふうに想定しております。

以上でございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 私はやっぱりこの農業の方が今非常に大変になっている，要するにいろんな資材の値段が上がったり大変になっているという中で，今回の公営企業化の措置によって1,000軒の方がやっぱり値上げの対象になってしまうというのは非常にこれ問題じゃないかなと。ですから，そういう点ではやっぱりそういう人たちが農業をやっている，経営も大変，農家だけでは食べていけないということなので，その点についてどういうふうに考えるのかお答えいただきたい。

○綿引委員長 久木崎課長。

○久木崎集落排水課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

今回の料金体系の統一につきましては、同じ汚水処理をしているサービスに伴う使用者の負担の公平性を保つために、下水道料金に統一していくものでございます。上がる世帯につきましては1,000軒ございますけれども、全てが農業用ということではございませんで、農業用で使用している方につきましては私設水量水器により控除することを考えておりますので、そういうことでよろしく願いいたします。

○綿引委員長 ほかにございますでしょうか。

松本委員。

○松本委員 話はちょっとずれますけれども、この12地区の農業集落排水地域というのは市街化調整区域だね。こういう中で、市街化調整区域というのは、要するに基本的には条件が合わなければ家が建てられないということなんだろうと思うんだけど、この地域のパーセントがちょっと何か低いような気がするんですけど、この使用している農集の中の区域での使用量。これは農集の処理する能力のそういうものとの何か関わりというのはありますか。そういうものがあるとするならば、やはりすぐ公共下水道に明日つなげるといふわけにはいかないんだから、いずれはつながっていくんだろうと私は思うんですけど、早く整備をしてあげる。条件で建てられるとなっても、農集からは引けませんよという、もう満杯ですよというような地域はこの中にありますか。

○綿引委員長 久木崎課長。

○久木崎集落排水課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

今現在農業集落排水事業の中で、平須地区につきましてかなり水量が多くなってございます。

以上でございます。

○綿引委員長 松本委員。

○松本委員 平須地区は1回大きくしたような気がするんだけど、途中で。それでも今も足りないということですか。

○綿引委員長 久木崎課長。

○久木崎集落排水課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

平須地区につきましては一度、平成18年度に容量を大きくしてございます。その後、やはり宅地化のほうが進みまして、今現在は施設の容量自体576立米ございまして、そのうち日平均が486立米ですので、供用率としましては84.4%まで達しているところでございます。

以上でございます。

[発言する者あり]

○綿引委員長 松本委員。

○松本委員 そうすると、現在はそういうことはない。もう家を建てられた方は全部水洗化に、農集に入るといふような状態になっているんですか。そういうことですか、間違いはないですね。

○綿引委員長 久木崎課長。

○久木崎集落排水課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

かなり水量は増えてはいますが、今現在まだ住宅については新規接続は可能でございます。

以上でございます。

○綿引委員長 よろしいですか。

ほかにございませんでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 ないようですので、議案第62号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第67号 令和4年度水戸市一般会計補正予算（第4号）中第1表中歳出中第8款（土木費）について、質疑のある方は発言をお願いいたします。

中庭委員。

○中庭委員 これは、先ほどは長寿命化工事について5,000万円増やすという補正予算ですよ、これね。具体的にはどのような工事に使われるのかお答えいただきたいと思います。

○綿引委員長 砂川住宅政策課長。

○砂川住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

今回、補正予算でお願いした5,000万円につきましては、具体的に言いますと、六番池住宅の屋根、外壁の長寿命化工事に活用していきたいと考えてございます。

以上です。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、5,000万円が増えたことによって、よく市営住宅では外壁を覆ってやっていますよね。これによって、どのくらいの棟の工事量が増えたのか。この5,000万円によってどのくらい六番池団地の工事が広がるのか、お答えいただきたいと思います。

○綿引委員長 砂川課長。

○砂川住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

まだ設計業務等を行っておりませんので確定の数字ではございませんが、ここ数年間やっている屋根・外壁工事の実績から見ますと、5,000万円で約1棟が実施できるという見込みでございます。

以上です。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、大体長寿命化工事って建ててから何年のときに始まる工事で、これによってどのくらいもつようになるんですか。

○綿引委員長 砂川課長。

○砂川住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

現在水戸市で行っています長寿命化工事の状況で御説明したいと思うんですが、大体40年程度過ぎたぐらいで工事を実施しているというのが現状でございまして、国土交通省の資料によりますと、一般的に公営住宅は50年を想定して今活用させていただいております。長寿命化工事を実施しますと、その期間が70年ほどにまで延びるといふふうに想定してございます。

以上です。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると大体50年もつんだけれども、40年目にやると70年もつと。そうすると20年

間寿命が延びるということで、この長寿命化工事というのは水戸市にある市営住宅で大体どのぐらいやっているんですか。長寿命化の工事率というのはわかりますか。分からなければ後でも構いません。

○綿引委員長 砂川課長。

○砂川住宅政策課長 すみません、具体的な数字が今手元にはございませんで、その辺については御容赦ください。

○綿引委員長 ほかにございますでしょうか。

松本委員。

○松本委員 その5,000万円というのは相当高いなと私自身は個人的には思うの。

六番池住宅というのは何棟建っているんですか。建った年度というのは全部一緒でしょう。すると、これは年次計画で全部どれもやっていくというふうな計画になるわけでしょう。その5,000万円という金額が妥当なのかどうかというのが、これは入札でもってやっていたらと思うけれども、水戸市の試算も出して、最低価額なども設けて試算計画を国の何かそういう基準があって出したんでしょう。これの5,000万円というのはざくばらんに言って高いと思いますか、安いと思いますか。これはわかりませんか。私は高いなという感じがするのでね。

だってあそこは何所帯、大きさ、3階建てかな。その外壁だから面積でいうと何平米になって、そういう積算をされての最低価額というのが出たんだろうと思うんだけど、今ウクライナの問題でいろいろ高騰しているでしょう。ということも一つの理由になるんだろうと思うんですけども、私自身は少し高いような気もする。ですからそういう細かいことは契約検査課のほうに任せたらと思うけれども、担当課のほうとしてもある程度の計算、積算というのはしているだろうと。したんでしょう。建築課のほうでやっているんだね。じゃ、建築課のほうからその辺の5,000万円に至った経緯みたいなものをお答えいただきたいと思います。

○綿引委員長 類似とか過去の実績とか。

大和田課長。

○大和田建築課長 松本委員の御質問にお答えいたします。

通常建築課で積算する場合には、一般的な工事の価格を出す場合におのおのの工事の単価がございます。例えば外壁塗装だったら幾らというものを積み上げていきまして、最後経費を掛けて工事費を出すような形になっております。その単価につきましては、一般的に決められたものを参考に行っております。

以上でございます。

○綿引委員長 松本委員。

○松本委員 これは議会案件だから、これから入札をしていくということ、そういうことだな。いつこの入札をしていくということなの。この5,000万円というのが、じゃ、先に表に出ちゃっているんだから、これから入札していく中で最低価額がもうできていると今言ったでしょうよ。これから入札していくのには、何かおかしくないですか。先に予算がもう公表されちゃって。今までもこういうふうに先に予算を組んで入札をやっていたんですか。

○綿引委員長 補正で予算を確保しないと事業……



○松本委員 何かその辺を悪く考えるわけではないけれども、できるだけ安くいい仕事をしていただくのには、私はこの5,000万円の補正予算というのは少し高いかと、こういう気がしています。減額ができないわけじゃないでしょう。

一般的に水戸市の事業というのは平均より高いような感じはしますよね。ですから、そこに差金が出てきますよね、競争入札ですから。

○綿引委員長 砂川課長。

○砂川住宅政策課長 ただいまの松本委員の御質問に補足で説明させていただきます。

今回5,000万円というのはあくまでも予算ということでお願いをしているものでして、今後設計、積算の業務を進めていく予定になってございます。その中で、委員御指摘のとおり、できるだけ現場が進められるように考えていきたいと思っております。先ほど1棟というふうに御説明させていただきましたが、場合によってはそれを超えるような形で実施できればと考えていますので、よろしくお願いたします。

○綿引委員長 そのほかございますでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 ないようですので、議案第67号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第68号 令和4年度水戸市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）について、質疑のある方は発言をお願いいたします。

中庭委員。

○中庭委員 これはメーターの設置費用だと思うんですけども、要するに先ほど話をした、例えば農業をやっている方が使った場合に除外するためのメーター設置ですけども、これはこの1,000万円が計上されていますけれども、積算根拠はどうなっているのかお答えいただきたい。

○綿引委員長 久木崎課長。

○久木崎集落排水課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

1,000万円の根拠でございますが、メーター設置費につきましては、個人宅の敷地の状況にもよりますが、おおむね10万円前後と見込んでおります。その中で、舗装等がある場合にも最大20万円というふうに見込んでおまして、その2分の1の補助ということで補助の額10万円に対しまして、水道水を使用している農業者が約100世帯と見込んで、1,000万円を計上してございます。

以上でございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、この100世帯に設置する補助金ということなんですけれども、そうすると3,000世帯のうち、要するに農集を使っている3,000世帯の中で100世帯が大体農業をやっている方だということなんです。調べてみてください。

○綿引委員長 久木崎課長。

○久木崎集落排水課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

農業用に水道水を使っていて値上がりする世帯が約100世帯と見込んでございます。

以上でございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、先ほどは大体1,000世帯が値上げになるんじゃないかというふうに想定していますよね。そうすると、残り900世帯というのはどういう世帯なんですかね。要するに値上げになる世帯が大体1,000世帯ある。そのうち農業で使って値上げになるのが100世帯、残りの900世帯というのはどういう世帯なんですかね。

○綿引委員長 久木崎課長。

○久木崎集落排水課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

世帯数が多いところや、あとは水道使用量が多い、排除汚水量が多い世帯となるかと思います。

以上でございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、多い世帯が大体900世帯ぐらいいらっしゃって、その方は値上げになるということですか。

○綿引委員長 久木崎課長。

○久木崎集落排水課長 どうしても水量が多くなってしまうと値上がる方向にはなっていますが、今度従量制に移行するに当たりまして、これまで節水等をやっても定額制で料金が変わらなかったのが、今度は節水等により料金に響いてきますので、どうしても使用水量が多く値上がりになってしまう人につきましては、節水等の御協力もお願いしながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○綿引委員長 ほかにございますでしょうか。

鈴木委員。

○鈴木委員 ちょっとまとめてになるんですけども、こういった従量制が変わっていくとか、またメーターを100世帯見込んでやられるということで、こういった各12地区あるかと思うんですけども、住民の方、地元の方へ、議決後ですけども、周知について何か決まっていることがあればお聞かせいただけたらと思います。

○綿引委員長 久木崎課長。

○久木崎集落排水課長 ただいまの鈴木委員の御質問にお答えいたします。

今回の条例改正で御承認いただいた後、農業集落排水処理施設の使用者全世帯にこれまでのこの通知を配布するほか、ホームページの掲載や「広報みと」や水都だよりに告知するなど、周知の徹底に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○綿引委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 7割の方が値下げということで、3割の方が値上げということなので、丁寧に、この住民の方たちももちろん初めてのことだと思いますし、仕組みについてもやはり会計が変わるだけということだったんですけども、そこも丁寧にぜひ周知をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○綿引委員長 ほかにございますでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 ないようですので、議案第68号についての質疑を終わらせていただきます。

以上をもちまして、提出議案の質疑は全て終了いたしました。

それでは、本日の委員会はこの程度をもって散会したいと思います。

なお、明日の委員会は、午前10時に開会したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

以上で、建設企業委員会を散会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時 3分 散会